

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会		
開催日時	平成30年7月31日(火) 14:00～ : 15:00		
開催場所	三浦市南下浦市民センター 2階講堂		
出席者 ※会長等 ◎ 副会長等 ○	◎成田慎一、○鹿島 正、鈴木正志、古谷久乃、堀井久章、菊池 隆、高津恵一、伊藤伊豆男、須田正二、石渡隆行、荒井武男、加藤智史、樽井彰子、市川壽一、菊池 尚、佐藤弘朗、大杉恭子、小松和則(代理)、田熊 徹(代理)		
次回開催予定日	平成30年11月下旬		
問い合わせ先	所属名:担当者名 三浦市保健福祉部高齢介護課 加藤、瀬戸井 電話番号 046-882-1111(内線348) メールアドレス hoken0201@city.miura.kanagawa.jp		
会議記録	発言記録・要約	要約した理由	
内 容	<p>● 開会・委員の委嘱等</p> <p>(事務局長)</p> <p>ただいまから、平成30年度第1回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、また、お暑い中ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱第10条に基づき、今年度は三浦市が事務局となります。私、三浦市保健福祉部高齢介護課の中野と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>また、申し合わせにより、会長職は1年交代となっており、設置要綱第6条第5項に基づき、本年度の正副会長が選出されるまでの間、事務局長として会議の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>まず、委員委嘱につきまして、設置要綱第7条により、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間、別紙の名簿のとおり委員が選任されております。さきに送付させていただきました委員通知をもって、新たな委員委嘱とさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>		

● 協議会の成立要件

(事務局長)

次に本日の協議会ですが、定員 24 名のところ 18 名のご出席をいただいております。設置要綱第 8 条第 1 項により、委員の過半数が出席しているため、協議会が成立していることをご報告いたします。

なお、横須賀市民生委員児童委員協議会副会長・山口委員、鎌倉市民生委員児童委員協議会会長・山ノ上委員、三浦市民生委員児童委員協議会会長・笹谷委員、横須賀市障害者団体連絡協議会副会長・浅羽委員、神奈川県個人タクシー協会理事長・小松委員からは、事前に欠席の旨ご連絡をいただいております。また、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局の小松委員の代理で高橋様に、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長の田熊委員の代理で高野様にご出席をいただいております。ここにご報告させていただきます。

● 委員及び事務局の紹介

(事務局長)

次に、新たな任期での会議となりますので、樽井委員から順番に自己紹介のほうをお願いしたいと思います。

樽井委員、済みません、よろしくお願いいたします。

(各委員が、順に自己紹介)

(事務局長)

どうもありがとうございます。

次に事務局の自己紹介をさせていただきます。

横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町、三浦市の順に自己紹介をお願いいたします。

(各事務局が、順に自己紹介)

(事務局長)

どうもありがとうございました。どうぞ 1 年間、よろしくお願いいたします。

● 正副会長の選出

(事務局長)

それでは次第の 2、会長の選出に移りたいと思います。

会長の選出につきましては、設置要綱第 6 条第 2 項で、委員の互選となっておりますが、申し合わせにより、事務局市町の中から選出することとなっております。

三浦市選任委員で協議した結果、成田委員に会長をお引き受けいただきたいということになりましたが、皆さん、いかがでしょうか。

(拍 手)

ありがとうございます。それでは、成田委員に会長をお願いいたします。
成田委員、会長席にお移りください。

(成田委員、会長席へ移動)

(事務局長)

それでは、設置要綱第6条第3項の規定により、以後の進行を会長をお願いいたします。

(会 長)

皆さん、改めましてこんにちは。ただいまご選任いただきました、三浦市の成田と申します。本日は暑い中、三浦市までご来所いただきましてまことにありがとうございます。

地域福祉の向上並びに公共の福祉の増進を図るため、微力ながら一生懸命務めさせていただきます。また、議事が円滑に進むように、皆様のご協力、ご支援をいただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

それでは、始めさせていただきますと思います。

副会長につきまして、要綱上、会長の指名する委員となっておりますので、次回事務局当番町である葉山町選任の、葉山町福祉課長の鹿島委員をお願いいたします。

鹿島委員、副会長席にお移りください。

(鹿島委員、副会長席へ移動)

それでは、鹿島副会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(副会長)

ただいま会長から指名をいただきましたので、副会長を務めさせていただきます、葉山町の鹿島でございます。よろしくをお願いいたします。

会長をサポートして、議事進行にお役に立ちたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

● 会議の傍聴及び公開について

(会 長)

続きまして、次第3、会議の傍聴及び公開について。

それではここで、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会傍聴要領に基づき、本日の傍聴者の入室を許可します。傍聴の方、大変お待たせいたしました。

(傍聴者入室)

初めに、傍聴の方にお知らせいたします。お手元の資料につきましては、

法人及び個人の情報が含まれておりますので、協議会終了後速やかに事務局へ返却いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

会議中は、カメラ、ビデオ等での撮影及び録音は禁止されておりますので、ご了承ください。そのほか、注意事項を遵守されますようお願い申し上げます。

協議会の議事は原則公開とされております。会議記録は、会議及び会議記録の公開に関する取り扱い要領第5条により、会議終了後に審議速報及び会議記録を公開することとなっております。そのため、本協議会では会議記録作成のために録音をさせていただきます。発言は必ずマイクをお願いいたします。

● 会議の進め方及び今後の予定について

(会 長)

続きまして次第4、会議の進め方及び今後の予定について。

次に、本日の会議の進め方及び今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それではまず、本日配付いたしました資料について確認させていただきます。

本日、席上に配付しておりますのは、新しい委員名簿、横須賀市分の社会福祉法人あまねの追加資料、鎌倉市分の特定非営利活動法人にしかま介護タクシーの廃止届の追加資料です。

事前に送付いたしました資料等につきましては、運営協議会設置要綱、運営協議会公開要領、運営協議会傍聴要領、次第、横須賀市のサポートフレンズこころの新規申請資料、横須賀市の社会福祉法人あまねの新規申請資料、横須賀市の軽微な変更資料、鎌倉市の軽微な変更資料、逗子市の軽微な変更資料、各市町の29年度実績報告書、横須賀市のねむのきの廃止届、その他報告事項でございます。

漏れ等がございましたらお知らせください。資料のほうは大丈夫でしょうか。

大丈夫そうなので、続きまして本日の会議の進め方及び今後の予定についてご説明します。

本日は、合意を要する協議事項としまして、新規登録の申請が2件ございます。次に、協議会の合意を要しない報告事項といたしまして、軽微な変更について報告等がございます。事前に委員の皆様へ送付した資料では、横須賀市2件、鎌倉市2件、逗子市4件について報告をさせていただきます。次に、平成29年度実績報告及び廃止団体の報告を、事務局のほ

うから報告させていただきます。また、その他の報告事項として、鎌倉市から1件報告がございます。

なお、今後の予定ですが、協議会は年3回を考えており、次回は11月の開催を予定しております。それ以外の開催は、特別な事情に限り、別途検討することといたします。

事務局からは以上です。

(会 長)

ただいま説明がありました会議の進め方及び今後の予定については、よろしいでしょうか。

(委員了承)

それでは、本日の会議の進め方及び今年度の会議開催の予定については、ただいま事務局から説明があったとおり行ってまいります。

● 議題 申請書の協議について [自家用有償旅客運送の新規登録の申請]

(会 長)

続きまして次第5、議題(1)申請書の協議について。[自家用有償旅客運送の新規登録の申請について]に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今回の新規登録の申請は、横須賀市の特定非営利活動法人サポートフレンズところ、同じく横須賀市の社会福祉法人あまねの2件です。

(会 長)

それでは、特定非営利活動法人サポートフレンズところの方、また横須賀市事務局の方は、説明席にご着席をお願いいたします。

(横須賀市事務局・事業者、説明席へ移動)

(横須賀市事務局)

横須賀市障害福祉課の河口と申します。よろしくお願いします。

(事業者)

特定非営利活動法人サポートフレンズところの理事長をしております森田と申します。よろしくお願いいたします。

(横須賀市事務局)

それでは、本日、委員の皆様にお配りさせていただいております新規申

請の書類に沿いまして説明をさせていただきます。

まず運送主体は、特定非営利活動法人サポートフレンズところで、代表者は森田和之氏です。主たる事務所の所在地は横須賀市池上4丁目5番13号です。定款、登記事項証明等につきましては、添付した書類のとおりです。

また、事前に委員から、定款と登記事項の履歴全部証明の中で、福祉有償運送についての記載がないということでご質問がありましたが、今回まだ新規申請で、福祉有償運送の登録を持っていないため、現在のところは定款や登記事項のほうには入っておりませんが、今回、仮に登録が通りましたら、今後登記等の変更をさせていただく予定であります。

続きまして、運送の区域につきましては、横須賀市全域です。

3、旅客から収受する対価につきましては、運送の対価は初乗り2,000メートルまで300円、以後250メートルごとに30円です。運送の対価以外の対価は設けておりません。複数乗車の有無はありとなります。

また、こちらにも、複数乗車につきまして事前に委員の方からご質問をいただいております。複数乗車の状況ですが、サポートフレンズころさんのほうで、放課後等デイサービスという、障害福祉に関する支援制度を行う事業所であります、この放課後等デイサービスというのが、わかりやすい例で言いますといわゆる学童保育のようなものになりますが、それが障害者の方を対象にした、小学生以上高校生まで、18歳までの方を対象とした制度で、同じ学校に通っている方が、このサポートフレンズころの事業所で放課後デイサービスを受ける場合につきましては、同じ学校から同じ事業所まで送るといったことがありますので、その場合に限って複数乗車があります。

続きまして4番、運送を必要とする旅客の範囲は、名簿のとおりとなっております。現在の登録利用者は19人となっております。

次に法令遵守ですが、当該法人の役員全員、道路運送法第79条の第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。

次に使用車両台数ですが、福祉車両はゼロ台、セダン型車両が3台の、計3台となっております。全て所有車両のため契約関係はございません。

次に運転者ですが、運転者は3人おります。うち第二種免許取得者は1人です。講習受講の状況ですが、運転者2人が福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習を修了しており、各講習の修了を確認できる書類を添付しております。

運行管理体制、整備管理責任体制の整備、事故発生時の対応の整備につきましてご説明をさせていただきます。

運行管理者は、車両が5両未満であるため、法令上、運行管理者の設置

は義務づけられておりませんが、事業者で独自に運行管理者を選任しております。運行管理・整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制については、それぞれ体制を整えております。また、運行管理マニュアルが作成されており、適切な管理や整備等を行っております。

次に損害賠償措置につきましては、保険証書の写しにかえて、保険会社が作成した車両管理表と宣誓書を添付しており、適切な措置がとられております。

以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま横須賀市事務局の方から、特定非営利活動法人サポートフレンズところの新規登録の申請につきましてご説明がございました。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

市川委員、お願いします。

(市川委員)

2件確認をさせていただきたいと思います。1点は、複数乗車があったときの運賃の收受方法を教えてください。

もう1つは、今、同じ学校からころさんの運営する事業所への送りがある場合に複数乗車というお話がありましたが、その方だけなのかどうかを確認させてください。

(横須賀市事務局)

ありがとうございます。まず件数につきましてご説明をさせていただきます。

(事業者)

そのところに当てはまるというところは、武山養護から、うちのほうの放課後デイサービスだと思うんですけども、それ以外のところでは当てはめるということは考えておりません。一般的に、そこに発生する武山養護から私どものやっている、放課後デイサービスきゃろっとというところなのですが、そのところに対する搬送というところになります。よろしいでしょうか。

運賃ですが、基本的に乗合みたいになるので、そのところは折半というふうに、私のほうは考えておりますが、それでもよろしいですか。

(市川委員)

運賃の場合は、2名でしたら2で割るとのことですね。それで今、武山養護学校の生徒さんということで、折半ということは何人かいらっしゃるのですか。2名とか3名とか。

(事業者)

基本的に2名までしか考えておりません。3名も4名も1つの車で対応できるような子どもさんではありませんので、またそういう子どもさんであれば変わるかなと思って、私どもは最大2名ぐらいしか、車では対応できないと考えております。

(市川委員)

ちなみに、17ページの名簿でいうと、どの方というのは示せますか。

(事業者)

番号だけで済みません、1番、4番、5番、14番というところでございます。

(市川委員) 2名というのは。

(事業者)

武山養護に通っている子どもさんで、かつそういうふうになるのは4名いますけれど……。

(市川委員)

2名ずつということですか。

(事業者)

ええ。その中で同時にというのはあまりないのかなとは思いますが、可能性として複数乗車があると考えております。その中で、今挙げた中で、もしかしたらそういうふうになる可能性があるということでございます。

(市川委員)

今示されたところだと、こころさんの運営する事業所に来られて、そこからまたご自宅までということになるわけですか。

(事業者)

その場合は単独になります。複数乗車ではございません。

	<p>(市川委員) わかりました。そうすると、こころさんの運営する事業所に来るまでの分の対価は人数で割って、それ以降のご自宅まで行くのは一人一人ということですか。</p> <p>(事業者) そういうふうに解釈していただければと思います。</p> <p>(市川委員) 4名の方が別々に帰られることもあるわけですか。</p> <p>(事業者) 基本的に放課後等デイサービス、うちの場合は親御さんが帰る時間を設定されておりますので、同じ時間に帰るということは存在しておりません。</p> <p>(市川委員) お迎えに来られる。</p> <p>(事業者) そうですね。迎えに行くとき、学校の下校時間が同じときに、複数乗車があり得ると考えております。それ以外のところでは、我々は想像しておりませんので、単独と考えております。</p> <p>(市川委員) わかりました。ありがとうございます。</p> <p>(会 長) 菊池委員、お願いします。</p> <p>(菊池委員) 複数乗車の件をご説明いただきましてありがとうございます。対象の方の確認なのですが、1番、4番、14番と、あとどなたでしたか。</p> <p>(事業者) 可能性があるのは1番、4番、5番、16番。</p>
--	--

(菊池委員)

16番。さっき14番とおっしゃいませでしたか。

(事業者)

14番は違います。16番でございます。もし私が間違えていたら、もう一度訂正させていただければと思います。

(菊池委員)

では再度確認をお願いします。

(事業者)

はい。1番でございます。4番でございます。5番と16番でございます。

(菊池委員)

そうしますと、本協議に当たり、複数乗車を利用する場合は、武山養護学校からサポートフレンズころさんが運営する事業所の区間、それから現時点での対象者は1番、4番、5番、16番の4名という条件づけをしてよろしいでしょうか。あるいは、一定の条件の中で、複数乗車の場合につけますので、お話からするとそれで差し支えないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(事業者)

今番号を申し上げたのは、武山養護学校から我々の放課後等デイサービスを利用される方。あとの武山養護以外の養護学校と特殊学級、あとは作業所、そういうところがございます。

(菊池委員)

私の申し上げていることがかみ合っているかどうか、確認なのですが、今回、複数乗車の申し出については、複数乗車をされる区間は武山養護学校とサポートフレンズころさんが運営する事業所の区間、それから現時点での名簿上の対象者が先ほどの4名。こういう一定の条件をつけさせていただく形になると思うのですが、それで差し支えないかどうか、ご確認ください。

(事業者)

今現在は、おっしゃったような形で考えていただいて結構かと思えます。ただ、今後については、来年4月とかに武山養護さんのほうにまた入

学生が来ると思うのですが、そのときは考えなければと思っております。

(菊池委員)

それでは、そこを整理していただいて、武山養護とサポートフレンズころさんが運営する事業所の区間については差し支えないようですから、名簿に関しては随時更新されるものがあるので、区間を限定していただいて、現時点での名簿、名簿は実績報告あるいは協議会等で随時、更新されたら報告をしていただくという。差し支えなければ、そういう一定の条件をつけていただければと思います。よろしくをお願いします。

(会 長)

そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、今、菊池委員からお話があった、一定の条件のもとで協議が調ったということで、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、特定非営利活動法人サポートフレンズころの方、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

続きまして、社会福祉法人あまねの方、説明席にご着席をお願いします。

(事業者、説明席へ移動)

(横須賀市事務局)

では引き続き、横須賀市障害福祉課、河口から説明させていただきます。

(事業者)

社会福祉法人あまねの理事をしております山田と申します。よろしくお願いいたします。

(横須賀市事務局)

それでは、委員の皆様にお配りいたしました資料をご確認ください。39ページからとなります。

横須賀市、社会福祉法人あまねの新規登録について説明いたします。本日、追加資料がございますので、ご確認いただきますようお願いいたします。資料左上をホチキスでとめました資料、1枚目は片面、2枚目は両面印刷となっている、1枚目の上部に自動車保険証券と書いてある資料も、あわせてご確認をお願いいたします。後ほど追加資料についてはあわせて説明させていただきます。

1番、運送の主体は社会福祉法人あまねで、代表者は海原泰江氏です。主たる事務所の所在地は横須賀市舟倉1丁目12番1号です。定款、登記事項証明等につきましては、添付した書類のとおりです。

次に運送の区域は横須賀市及び三浦市です。

3番、旅客から収受する対価につきましては、運送の対価は1キロメートルごとに50円。運送の対価以外の対価は設けておりません。複数乗車の有無はなしです。

4番、運送しようとする旅客の範囲は、添付した資料のとおりとなっております。現在の登録利用者は10人となっております。

続いて法令遵守につきましては、当該法人の役員全員、道路運送法第79条の4、第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。

次に使用車両台数ですが、福祉車両はゼロ台、セダン型車両が3台の計3台となっております、全て所有車両のため契約関係はございません。

次に運転者ですが、運転者は6人おり、講習受講の状況ですが、運転者6人全員が、福祉有償運送運転者講習、介護福祉士の資格またはセダン等運転者講習を修了しており、修了を確認できる資料を添付してございます。

運行管理体制、整備管理責任体制の整備、事故発生時の対応の整備につきましては、まず運行管理者は、車両がこちらは5台未満であるため、法令上、運行管理者の設置は義務づけられておりませんが、事業者で独自に運行管理者を選任しております。運行管理、整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制については、それぞれ体制を整えています。また、運行管理マニュアルが作成されており、適切な管理や整備等を行っております。

次に損害賠償措置につきましては、保険証書及び各車両の明細を添付しており、対人・対物が無制限の保障で、適切な措置がとられております。

また、事前に委員からいただいた質問の中で、配付いたしました資料の保険証券の有効期限が平成30年6月30日までとなっております、7月1日以降はいかがかという質問がありましたが、本日、先ほどご確認いただきました追加資料のほうで、7月1日以降の保険も有効であることの証明をあわせてさせていただきたいと思っております。

また別途、ほかの委員の方から、社会福祉法人あまねと、既に登録されているNPO法人あまねとの関連を教えてくださいという質問がありましたが、どちらも法人といたしましてはNPO法人から社会福祉法人へ変わった事業所になります。関連といたしましては、理事長ですとか役員さんにつきましては変更はございませんでしたが、今回登録に当たりまして、本来は軽微変更で法人の登録を変えるのかと思っていたところなのですが、運輸局さんに確認をしたところ、法人格が変わった場合は新規での登録をやり直すということで指示がありましたので、今回新規の申請をさせていただくこととなります。また、NPO法人での登録につきましては、

今後どのような形で書類等が必要かを運輸局と確認しながら、NPO法人あまねでの登録は廃止をさせていただきたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

ただいま、横須賀市事務局の方から、社会福祉法人あまねの新規登録の申請につきましてご説明がございました。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、社会福祉法人あまねの新規登録の申請につきましては、協議が調ったということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ありがとうございます。

それでは、社会福祉法人あまねの方、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

横須賀市事務局は自席にお戻りください。

● 報告（１）変更届出書について〔自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等〕（軽微変更）

(会 長)

続きまして、次第6、報告（１）変更届出書について〔自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等〕（軽微変更）に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

変更届出書につきましては、協議会の合意を必要としない軽微な変更の報告になります。事前に委員の皆様へ送付した資料は、横須賀市2件、鎌倉市2件、逗子市4件について報告をいたします。

(会 長)

それでは、横須賀市、鎌倉市、逗子市の順で、それぞれの事務局は自席から報告してください。質問は各市の報告後に伺います。

(横須賀市事務局)

横須賀市、河口です。それでは軽微変更、87ページの社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会の軽微変更につきまして説明をさせていただきます。

今回変更事項は、車両の台数の変更になります。変更日は平成30年4月24日。車両の変更の内容につきましては、セダン等の台数21台から22

台に変更となっております。また、そのうちの軽自動車の台数が今回変更となっております、3台から4台。合計車両が、所有が2台、持ち込みが23台で合計25台。うち軽自動車4台と変更となりましたので、ご報告をさせていただきます。

(横須賀市事務局)

それでは89ページ、特定非営利活動法人ニコニコ介護につきまして。こちらは所在の変更でございます。事務所の所在が、もともとは横須賀市日の出町2-4-11だったところが、横須賀市小川町13-22の横須賀中央ビル6階に変更になったということで届がありました。

以上です。

(会長)

この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。
ご質問がないようでしたら、次に鎌倉市の事務局の方、お願いします。

(鎌倉市事務局)

鎌倉市の軽微な変更の届出について、91ページからになりますが、2件ご報告いたします。

福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくらにつきまして、平成30年4月16日付の届出により、車椅子車を1台増車し、セダン型車両を1台減車した上、同じくセダン型車両を1台増車しましたので、合計台数が17台から18台となっております。

続きまして、同団体による平成30年5月15日付の届出により、兼用車を1台増車しまして、セダン型車両を1台減車しましたので、合計台数が18台となっております。

以上となります。

(会長)

この件について、ご質問がありましたらお願いいたします。
ご質問がないようでしたら、次に逗子市の事務局の方、お願いいたします。

(逗子市事務局)

逗子市の軽微な変更の届出について報告をいたします。

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんから、4件の変更届出をいただいております。ページとしましては93ページになり

まして、両面で2枚印刷されており、1枚目おもて面が平成30年1月11日付、裏面が平成30年2月8日付、2枚目おもて面が平成30年2月26日付、裏面が平成30年4月9日付の届出となっております。

まず1枚目、平成30年1月11日付の届出については、セダン型車両を1台増車したものであり、平成30年2月8日付の届出については、セダン型車両の入れかえとなっております。

続いて2枚目、平成30年2月26日付の届出については、セダン型車両を1台増車したものであり、平成30年4月9日付の届出については、セダン型車両を1台減車したものです。

4件の変更届によって、合計台数は14台から15台になっております。以上です。

(会長)

この件についてご質問がありましたらお願いいたします。

ご質問がないようでしたら、以上で報告(1)を終了いたします。

● 報告(2) 自家用有償旅客運送輸送実績報告書(平成29年度)

(会長)

それでは次に次第6、報告(2) 自家用有償旅客運送輸送実績報告書(平成29年度)について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

平成29年度実績報告書につきましては、一括して事務局からご報告いたします。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの実績報告は、横須賀市は11団体、鎌倉市は5団体、逗子市は1団体、三浦市は1団体、計18団体から提出されています。

また、平成29年度中、各団体から事故報告はございませんでした。

なお、実績報告に関して、事前に委員の方より4点ご質問をいただきました。

1点は、本日の資料の101ページ、横須賀市の特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事務所の運送する旅客の範囲及び数について、記入がないところのご指摘がありました。101ページをごらんください。

この真ん中のほうにあります、運送する旅客の範囲及び数のところを、空欄の部分を読み上げます。イが37人、ロが26人、ハがゼロ人、ニがゼロ人、計63人であると報告を受けました。

2点目は、105ページの横須賀市の神奈川高齢者生活協同組合の、運送区域は横須賀市と鎌倉市でしたが、裏面の106ページに鎌倉市の報告がな

いのはなぜかというご質問をいただきました。こちらにつきましては、現在鎌倉市の運行は行っていないとのことでした。

3点目は108ページ、横須賀市の特定非営利活動法人ニコニコ介護について、新規申請時、旅客名簿には446名とされていたが、今回の実績報告の運送する旅客の範囲及び数は112名とあり、334名が減員した理由はなぜかというご質問をいただきました。

こちらにつきましては、廃止により在宅療養支援推進協会から事業を受け継いだ際に、新規申請時の会員数の認識に誤りがあり、利用者として記録があったものを会員と解釈し報告したため、その後利用のない者を削除したことによるものと報告を受けました。

4点目は、鎌倉市の特定非営利活動法人ハッピーライフの平成29年度の実績報告がないのはなぜかというご質問をいただきました。こちらの説明につきましては、鎌倉市よりお願いいたします。

(鎌倉市事務局)

順を追って説明させていただければと思います。

まず、NPO法人ハッピーライフは、NPO法人美学整顔学術学会へ事業引き継ぎを行うこととなりまして、平成29年2月6日の運営協議会の合意によりまして認められた経過があります。

そのため、平成29年度の第1回運営協議会での実績報告により、NPO法人ハッピーライフは平成28年4月1日から平成29年3月9日までの実績で、NPO法人美学整顔学術学会は平成29年3月10日から平成29年3月31日までの実績を報告させていただいている次第でございます。

しかし、平成29年4月1日から、NPO法人美学整顔学術学会からNPO法人みらいの団体の名称変更がなされまして、それに伴い代表者が変更になったことにつきましても、軽微な変更の届出が提出されておらず、報告されていないことが判明いたしました。

この団体は横浜市の登録団体となっておりますが、運送区域に鎌倉市が含まれますので、鎌倉市に軽微な変更の届出を早急に提出するよう、申し伝えている次第でございます。提出され次第、書面でご確認いただき、ご報告をさせていただければと思います。大変申しわけございませんでした。

(会長)

この件について、ご質問がありましたらお願いいたします。

(市川委員)

ハッピーライフじゃなくてもいいですか。

(会 長)

はい。市川委員、お願いします。

(市川委員)

105 ページの神奈川高齢者生活協同組合という団体なのですが、こちらは横浜市長宛に報告をされていると思うんです。それで、106 ページに、恐らく事業所元気というのが、横須賀市で3台の車両を有しているのだろうと思うのですが、これは今までこちらの協議会には出てきていないと思うのですが、運輸支局の方にお尋ねしたいのですが、こういうのはどうすればいいのですか。

(高橋代理)

横須賀市も区域を持っているということなんですかね。

(市川委員)

そういうことですよ。

(高橋代理)

そういうことですか。それはもちろん、協議を運営協議会でしなきゃいけないと思うんですけども。

(市川委員)

横須賀市の会員さんが1名いらっしゃると思うのですが、これは横須賀市に恐らく住んでおられる方を、どこかほかでということで、どういう運賃でやっているかもわからないし、運行管理体制もわからないし、事業所がどこにあるのかもわからないという状況ですので、これは本来、もしこういうことであれば、この協議会に対して新規の登録をするものなのは、はたまたしないで、報告だけいただいてもさっぱりわからないと思うのですが、いかがなものなのでしょうか。

(高橋代理)

運送する旅客で横須賀市の方がいらっしゃるだけで、あくまで運送の区域として横須賀市がないのであれば、この運営協議会で協議が必須というわけではないんですが、そこはちょっと確認が必要になってくるのですが、要は、区域としてはほかの地区でやって、例えば横浜の病院から横須賀の方を運送するといった場合だと、発着のどちらか片方が運送の区域になれば問題はないので、そういう話であれば、特に横須賀市で新規を出す必要はないのですが。

ただ、運送の区域が横浜地区で、横浜市以外になっていて……。横浜市以外というところが、運送の区域がどこかというのが何ともいえないので。

(市川委員)

以前に、横浜市の事業所さんが横須賀市の会員のお宅にいらっしゃる場合に、こちらに新規で出されて、事業所がないので運行管理体制がきちんとできないじゃないかということで、では横浜市に非常に近い追浜地区の、この方とこの方とこの方だけについて協議が調うということが過去にあったのですが、これはそれとはまた違うと。

(高橋代理)

いや、恐らく同じ理屈なのだと思うのですが、要は地域で近いからということで、恐らくは。と思うのですが、そこは確認しないと何ともいえないですが。

(市川委員)

こちらでは協議が上がってきていないので、恐らくどこの行政の方も確認のしようがないと思うんです。なぜこの資料が今回のってきたのか、ちょっとよくわからないのですが、これは恐らく、例えば相模原市と横浜市ってすごく離れているので、どんなことがあっても相模原市のほうに申請をしなきゃいけないのではないかと思うのですが、しているのかどうかもわかりませんし、どういう状況でやられているのかも全く見えませんが、ちょっと確認をしていただければと思います。

(高橋代理)

わかりました。相模原に関しては、ちょうど私も運営協議会に出たのですが、間違いなく申請はしております。

あと、横須賀の件に関しては、確認して連絡いたします。

(会 長)

ほかにありますでしょうか。

ご質問がないようでしたら、以上で報告(2)を終了いたします。

● 報告(3) 廃止届出書について [自家用有償旅客運送廃止届出書] (廃止)

(会 長)

それでは次に次第6の報告(3)、自家用有償旅客運送廃止届出書につ

いて、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

実績報告書に続いて、廃止届出書につきましても一括して事務局からご報告いたします。

廃止届出書については、横須賀市の特定非営利活動法人ねむのきから、平成 30 年 2 月 28 日付で 1 件、また本日追加資料で配付いたしました、鎌倉市の特定非営利活動法人にしかま介護タクシーから、平成 29 年 4 月 10 日付で 1 件、計 2 団体の廃止届が提出されております。

なお、特定非営利活動法人にしかま介護タクシーにつきましては、平成 29 年第 1 回運営協議会の中で、法人として債務整理中で、実態としては廃止されているが、廃止届は出ていない旨報告されておりましたが、その後平成 30 年 5 月 8 日に、神奈川県運輸支局に廃止届が提出された次第です。

以上、報告を終わります。

(会 長)

ただいまの事務局の説明について、何かご質問がございますか。

ご質問がないようですので、以上で報告（3）を終了いたします。

● 報告（4）その他報告事項について

(会 長)

それでは次に、次第 6 の報告（4）その他報告事項について、鎌倉市事務局から報告をお願いします。

(鎌倉市事務局)

鎌倉市から 1 件、訂正の報告をさせていただきます。その他報告事項としまして添付させていただきました報告資料をごらんください。

こちらは、平成 29 年度 2 月 1 日開催の第 3 回協議会で、軽微な変更として提出・報告させていただきました資料でございます。先ほど軽微な変更の届出でご説明させていただいた団体であります、福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくらの提出書類の写しとなるのですが、車両の集計表の一部に誤りがありまして、数値を訂正させていただいております。

訂正内容としまして、セダン等の合計台数が 13 台から 14 台、うち軽車両を 1 台から 2 台と訂正しまして、このことに伴いまして、全車両合計台数の軽車両が 2 台から 3 台となるものです。

昨年度の軽微な事項の報告内容に変更はございませんが、提出資料に誤りがありましたので、ご報告をさせていただきます。大変申しわけござい

ませんでした。

以上となります。

(会 長)

この件について、ご質問がありましたらお願いいたします。

ご質問がないようですので、以上で報告（４）を終了いたします。

● その他

(会 長)

次に、次第 7 のその他に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

次回以降の会議の開催についてですが、協議案件が前回協議時から変更等のない更新申請のみであり、かつ全ての委員から署名にて承認が得られた場合には、本運営協議会設置要綱第 9 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、会議は開催せず、書面協議にて協議会にかえることができることとなっております。

よって、今年度の次回以降の会議につきまして、新規申請、変更申請がなく、前回協議時から変更のない更新申請のみの場合、書面協議のみで行うことがありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

(会 長)

ただいま事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ご質問がないようでしたら、以上でその他を終了いたします。

● 閉会

(会 長)

以上で、本日の会議の案件は終了しました。事務局から何かありますか。

(事務局)

どうもありがとうございました。

次回の協議会の日程についてご報告いたします。次回は 11 月下旬を予定しております。詳細が決まり次第、改めて正式に文書でご連絡いたしますので、ご了承ください。ありがとうございました。

(会 長)

以上をもちまして、平成 30 年度第 1 回の運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたり、皆様の協力をいただき、まことにありがとうございました。